

大 阪 市 危 険 物 規 制 審 査 基 準

大 阪 市 消 防 局

令和7年4月

目 次

第1章 総則

第1 趣旨	1
第2 用語	1

第2章 危険物規制に関する基準

第1節 手続に関する基準

第1 申請等の方法	2
第2 設置又は変更の範囲	5
第3 最大倍数の算定方法	7
第4 申請手数料	15
第5 軽微な変更	16
第6 その他	24

第2節 承認及び認可に関する基準

第1 仮貯蔵又は仮取扱い承認基準	25
第2 仮使用承認基準	28
第3 予防規程認可基準	30

第3章 製造所等の位置、構造及び設備の基準

第1節 製造所の基準	35
------------	----

第2節 貯蔵所の基準

第1 屋内貯蔵所	59
第2 屋外タンク貯蔵所	64
第3 屋内タンク貯蔵所	74
第4 地下タンク貯蔵所	75
第5 簡易タンク貯蔵所	88
第6 移動タンク貯蔵所	89
第7 屋外貯蔵所	156
第8 貯蔵所における危険物以外の物品の貯蔵	158

第3節 取扱所の基準

第1 給油取扱所	160
第2 販売取扱所	192
第3 一般取扱所	195

第4節 消火設備、警報設備及び避難設備の基準

第1 消火設備	203
第2 警報設備	212
第3 避難設備	212

別 記

別記 1	積載式移動タンク貯蔵所等の申請等について	1
別記 2	届出を要する軽微な変更とするタンク本体に係る小規模な溶接工事について	6
別記 3	防火上有効なへい又は水幕設備の基準	8
別記 4	危険場所における電気設備の基準	17
別記 5	製造所及び一般取扱所における危険物を取り扱うタンクに関する基準	25
別記 6	危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の基準	34
別記 7	タンクの内容積の計算方法	39
別記 8	屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造計算例	47
別記 9	可撓管継手に関する技術上の基準	49
別記10	防油堤の構造等の基準	53
別記11	地下貯蔵タンクに作用する荷重及び発生応力	66
別記12	地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例	69
別記13	タンク室に作用する荷重及び発生応力	80
別記14	内面の腐食を防止するためのコーティングについて	82
別記15	可燃性蒸気流入防止構造等の基準	84
別記16	急速充電設備の可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所	91
別記17	粉末消火剤に係る係数を定めるための試験方法	96
別記18	蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取扱う屋内貯蔵所に設ける消火設備に係る運用指針	98
別記19	リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について	100

第1章 総則

第1 趣旨

本基準は、大阪市危険物等規制規則（昭和53年大阪市規則第106号）第26条及び大阪市危険物規制等事務処理要綱（昭和53年消防長訓（危）第31号）第51条の規定に基づき危険物の規制事務を統一的に処理するための必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語

- 1 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 「政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- 3 「規則」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- 4 「告示」とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）をいう。
- 5 「不活性ガス消火設備告示」とは、製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第557号）をいう。
- 6 「ハロゲン化物消火設備告示」とは、製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第558号）をいう。
- 7 「泡消火設備告示」とは、製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第559号）をいう。
- 8 「条例」とは、大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）をいう。
- 9 「市規則」とは、大阪市危険物等規制規則（昭和53年大阪市規則第106号）をいう。
- 10 「施行令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 11 「施行規則」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 12 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 13 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 14 「J I S」とは、日本産業規格をいう。

第2章 危険物規制に関する基準

第1節 手続に関する基準

第1 申請等の方法

1 設置者及び申請者等

申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）に記載する設置者又は申請者等（申請者及び届出者をいう。以下同じ。）は、次に定める者とする。

(1) 設置者は、製造所等の所有者とすること。ただし、所有者から当該施設の全面的な変更権限を与えられた者にあつては、その旨を証する規程、契約書等の写しを申請書等に添付することをもって、設置者とすることができる。

(2) 申請者等は、設置者と同一の者とする。ただし、設置者によりがたい場合にあつては、次に定める者とする。

ア 設置者と同一の法人に属し、設置者の代理権を有する者

イ ア以外の者で、製造所等の部分的な変更権限を有する者（当該変更権限を有する部分に限る。）とし、申請者等が製造所等の部分的な変更権限を有する旨を証する書類を、申請書等に添付すること。ただし、2回目以降にあつては、その写しでよいものとする。

2 委任

申請者等が、第三者に申請手続きの委任を行う場合は、委任事項を具体的に記入した委任状を申請書等に添付すること

3 施設ごとの申請方法

(1) 製造所

ア 政令第9条第1項第20号に規定する「危険物を取り扱うタンク」（以下「20号タンク」という。）を含めて一の製造所ごとに申請すること

イ 引火点が100度以上の第4類の危険物（以下「高引火点危険物」という。）のみを100度未満の温度で取り扱う製造所の満たすべき技術上の基準としては、政令第9条第2項（規則第13条の6）の特例基準又は政令第9条第1項の基準のいずれかを選択することができる。

(2) 屋内貯蔵所

ア 一の屋内貯蔵所ごとに申請すること。なお、隔壁で区画された2室以上の貯蔵場所がある場合であっても、一の屋内貯蔵所として申請すること

イ 政令第10条第3項の屋内貯蔵所を一の建築物の同一の階に隣接しないで2以上設置する場合は、それぞれを一の屋内貯蔵所として申請すること

ウ 指定数量の倍数が50以下の屋内貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、政令第10条第4項（規則第16条の2の3）の特例基準又は政令第10条第1項の基準のいずれかを選択することができる。

エ 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、政令第10条第5項（規則第16条の2の4から第16条の2の6まで）の特例基準又は政令第10条第1項若しくは第2項若しくは第4項の基準のいずれかを選択すること

ができる。

オ 荷積み待ち等のタンクコンテナ又は輸送途上であって、常時施錠されたドライコンテナにより危険物を貯蔵する場合の満たすべき技術上の基準としては、法第10条第1項ただし書の基準又は政令第10条の基準のいずれかを選択することができる。

(3) 屋外タンク貯蔵所

ア 同一防油堤内に屋外貯蔵タンクが2基以上ある場合であっても1基ごとに一の屋外タンク貯蔵所として申請すること。なお、共用の注入口、ポンプ設備等に係る変更許可申請は、主たる屋外貯蔵タンク（当該防油堤におけるタンク容量の最も大きな屋外貯蔵タンクをいう。以下同じ。）の付属設備として申請すること

イ 既設防油堤を変更する場合は、主たる屋外貯蔵タンクに係る屋外タンク貯蔵所の変更許可申請とすること

ウ 既設防油堤を拡張して屋外貯蔵タンクを設置する場合は、防油堤の変更として、拡張する防油堤内に設置されている主たる屋外貯蔵タンクに係る屋外タンク貯蔵所の変更許可申請が必要であること

エ 既設防油堤内に当該防油堤を変更することなく屋外貯蔵タンクを設置（建替えに伴う変更を含む。）する場合は、主たる屋外貯蔵タンクに係る屋外タンク貯蔵所の変更許可申請は要しない。

(4) 屋内タンク貯蔵所

ア 屋内貯蔵タンクの設置基数にかかわらず、タンク専用室ごとに一の屋内タンク貯蔵所として申請すること

イ 一のタンク専用室に屋内貯蔵タンクを2以上設置する場合は、それぞれの屋内貯蔵タンクが指定数量未満であってもその量の合計が指定数量以上であるときは、一の屋内タンク貯蔵所として申請すること

(5) 地下タンク貯蔵所

地下貯蔵タンク1基ごとに一の地下タンク貯蔵所として申請すること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、一の地下タンク貯蔵所として申請すること

ア 2以上の地下貯蔵タンクが同一のタンク室に設置されている場合

イ 2以上の地下貯蔵タンクが同一の基礎上に設置されている場合

ウ 2以上の地下貯蔵タンクが同一のふたで覆われている場合

エ アからウの場合において、それぞれのタンクが指定数量未満であってもその量の合計が指定数量以上である場合

(6) 簡易タンク貯蔵所

簡易貯蔵タンク1基ごとに一の簡易タンク貯蔵所として申請すること。ただし、タンク専用室内に2以上の簡易貯蔵タンクを設置する場合又は屋外に塀、コンクリート舗装若しくは排水溝で区画された部分を設け、当該区画された部分に2以上の簡易貯蔵タンクを設置する場合にあっては、一の簡易タンク貯蔵所として申請することができる。

(7) 移動タンク貯蔵所

- ア 移動貯蔵タンクを固定する一の車両ごとに一の移動タンク貯蔵所として申請すること
- イ 被けん引車のけん引車は一の車両に限られるものでなく、複数の車両をもって許可できるものであること。また、けん引車の新設及び廃止（増設又は減少）については、資料提出は不要であること
- ウ 移動タンク貯蔵所の常置場所を変更する場合は、変更後の常置場所を管轄する消防署へ申請書を提出すること。ただし、同一敷地内における屋外の常置場所の変更にあっては、軽微な変更とすることができる。
- エ ウの申請書には、変更前の最新の許可書、これに添付されていた申請図書（常置場所に係る図書を除く。）、タンク検査済証及び完成検査済証のそれぞれの写しを添付すること。なお、原本を添付する場合は、許可書を交付する際に申請者へ返却するものとする。また、完成検査済証の記載事項に変更のある場合は、その経緯を示す届出書類（危険物貯蔵所譲渡引渡届出書、危険物貯蔵所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書、軽微な変更届出書、危険物製造所等設置者の氏名・名称・住所変更届出書等）の写しを添付すること
- オ 政令第15条第2項及び第5項に係るものは、別記1「積載式移動タンク貯蔵所等の申請等について」によること

(8) 屋外貯蔵所

- ア 一の屋外貯蔵所ごとに申請すること
- イ 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、政令第16条第3項の特例基準又は政令第16条第1項の基準のいずれかを選択することができる。
- ウ 荷積み待ち等のタンクコンテナ又は輸送途上であって、常時施錠されたドライコンテナにより危険物を貯蔵する場合の満たすべき技術上の基準としては、法第10条第1項ただし書の基準又は政令第16条の基準のいずれかを選択することができる。

(9) 給油取扱所

- 専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクを含めて一の給油取扱所として申請すること

(10) 販売取扱所

- 一の販売取扱所ごとに申請すること

(11) 移送取扱所

- ア 一の移送取扱所ごとに、原則として送り出し側において申請すること
- イ 海上の受入れ、払い出し設備（栈橋等）は、一の移送取扱所として申請すること。ただし、2以上の事業所で共用している栈橋等にあつては、それぞれの事業所で個別に申請すること

(12) 一般取扱所

- ア 政令第19条第1項に規定する一般取扱所は、(1)の製造所の例によること
- イ 政令第19条第2項各号に規定する一般取扱所が満たすべき技術上の基準は、それぞれ

の種別に応じて定められた特例基準（規則第28条の55から第28条の60の4）又は政令第19条第1項の基準のいずれかを選択することができる。

第2 設置又は変更の範囲

1 基本事項

- (1) 「製造所等の主体部分」とは、表中製造所等の区分に応じて、それぞれ定める部分をいう。
- (2) 「屋外貯蔵所等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 屋外貯蔵所
 - イ 給油取扱所
 - ウ 製造所又は一般取扱所のうちで、危険物を取り扱う土地が当該施設の主体部分を構成すると判断されるもの
- (3) 「製造所等の区分変更」とは、製造所、政令第2条各号に規定する貯蔵所及び政令第3条各号（第2号については同号イ及びロ）に規定する取扱所のそれぞれにおいて、その区分を変更することをいう。
- (4) 「敷地」とは、土地及び製造所等の管理者が同一であるとみなせる連続した土地（道路により分断されたものも含む。）をいう。

表 製造所等の主体部分

製 造 所 等		主 体 部 分
製 造 所		機能上主体となるもの
屋 内 貯 蔵 所		建 築 物
屋外タンク貯蔵所		タ ン ク
屋内タンク貯蔵所		全てのタンク及び専用室
地下タンク貯蔵所	専用室有	全てのタンク及び専用室
	専用室無	全てのタンク
簡易タンク貯蔵所	屋外設置	全てのタンク
	屋内設置	全てのタンク及び専用室
移動タンク貯蔵所		タ ン ク
屋 外 貯 蔵 所		土 地
給 油 取 扱 所		土 地
販 売 取 扱 所		建 築 物
移 送 取 扱 所		起点と終点間の配管
一 般 取 扱 所		機能上主体となるもの

2 設置許可の対象となるものの範囲

次のいずれかに該当する場合は、設置許可の対象とする。

- (1) 製造所等を新たに設置しようとするとき

- (2) 製造所等（屋外貯蔵所等を除く。）の主体部分を解体、消滅、破損等によりすべて取り除き（主体部分の一部が残存していても、その原型及び機能のほとんどが失われたものを含む。）、同一場所に新たに主体部分を構築するとき。ただし、3. (1)のア、イ及びウに該当するものを除く。
- (3) 主体部分の位置の変更を伴うもので、次に該当する場合
- ア 屋外タンク貯蔵所又は簡易タンク貯蔵所（屋外設置に限る。）の主体部分を現に存在する敷地から他の敷地へ移すとき
 - イ 地下タンク貯蔵所の主体部分を現に存在する場所から他の場所へ移すとき
 - ウ 屋外貯蔵所等の主体部分を現に存在する場所から他の場所へ移すとき。ただし、既存の主体部分に係る拡張、縮小等に該当するものを除く。
- (4) 製造所等の区分変更を行うとき
- 例1 屋内タンク貯蔵所から屋外タンク貯蔵所への変更
 - 例2 第2種販売取扱所から第1種販売取扱所への変更
- (5) 製造所等の区分変更がない場合でも、その用途が基本的に変更されるとき
- 例 容器詰一般取扱所からボイラー消費の一般取扱所への変更
- (6) 製造所等の分割を行うとき。この場合、分割されるもののうち、従たるものが設置許可の対象となり、主たるものは変更許可の対象となる。

3 変更許可の対象となるものの範囲

次のいずれかに該当する場合は、変更許可の対象とする。

- (1) 主体部分を解体、消滅、破損等によりすべて取り除き、同一場所に新たに主体部分を構築するもので、次に該当するとき
- ア 屋外タンク貯蔵所の主体部分を直径（横型のものにあつては、縦及び横の長さをいう。）及び高さが既存のものと同規模以下のものに取り替えるとき
 - イ 配管等を残し、地下タンク貯蔵所の主体部分（専用室を除く。）を取り替えるとき
 - ウ 配管等を残し、移動タンク貯蔵所の主体部分を取り替えるとき
- (2) 主体部分の位置の変更を伴うもので、次に該当するとき
- ア 屋外タンク貯蔵所又は簡易タンク貯蔵所（屋外設置に限る。）の主体部分を解体せずに同一敷地内において移すとき
 - イ 屋外貯蔵所等の主体部分に係る拡張、縮小等を行うとき
 - ウ 移送取扱所の主体部分の一部を移すとき
- (3) 移動タンク貯蔵所の常置場所を変更するとき。ただし、同一敷地内における屋外の常置場所の変更を除く。
- (4) 製造所等の位置、構造又は設備の変更を伴わないが、業務形態の変更、危険物の品名又は数量の変更等（2. (5)に該当するものを除く。）を行うことにより適用される法第10条第4項の技術上の基準が異なるとき。ただし、変更後に適用される技術上の基準が変更前に適用された技術上の基準に比較して緩くなるものは除く。
- (5) 製造所等の合併を行うとき。この場合、合併されるもののうち、設置許可年月日の最も

古いものが変更許可の対象となり、他は廃止届が必要である。

4 留意事項

- (1) 設置許可の対象となるもののうち、2.(1)以外に係るものについては、廃止届の提出が必要である。なお、2.(4)若しくは(5)又は3.(5)に係るものにあつては、廃止届の届出年月日を区分変更等に係る完成検査の合格年月日とすること
- (2) 2.(4)、(5)及び(6)に掲げるものにあつては、既設の危険物タンク又は危険物配管の工事を行わないときで、かつ、当該設備の維持管理が適正と認められるときは当該設備に係る水張試験又は水圧試験を省略することができる。この場合、当該試験に合格していることを証明する書類を設置許可申請書に添付すること
- (3) 設置許可の対象となるもので、既設の危険物配管についてその位置、塗覆装の方法が当該施設に適用されることとなる基準に適合しないものについては、政令第23条の規定を適用し、従前の例によることができる。

第3 最大倍数の算定方法

1 基本事項

- (1) 「1日」とは、連続した24時間をいう。
- (2) 「溶媒等」とは、製造過程に使用されたのち回収され再び使用される溶媒及びその他の危険物をいう。
- (3) 「原料」とは、製造所等に製造の初日に持ち込まれるすべての製造のもとになる危険物及び溶媒等をいう。
- (4) 「製品」とは、製造所等で最終日に製造される最終の危険物（溶媒等を含む。）をいう。
- (5) 「工程」とは、原料から製品に至る製造の過程をいう。
- (6) 「中間製品」とは、工程が2日以上にわたる場合、工程の最終日以外の日に製造される最終の危険物（溶媒等を含む。）をいう。
- (7) 「中間原料」とは、工程が2日以上にわたる場合、工程の最初の日以外の日において、製造所等に持ち込まれるすべての製造のもとになる危険物及び溶媒等並びに前日に製造された中間製品（ただし、前日に回収された溶媒等を除く。）をいう。

2 最大倍数の算定基準

- (1) 危険物から危険物を製造する工程

製造所等において取り扱う危険物を、次により算出し、その単独又は加算した取扱倍数を最大倍数とする。ただし、危険物が製品タンク、中間製品タンク、潤滑油タンク等に1日を超え停滞する場合、又は危険物から危険物を製造する工程以外に危険物を取り扱う工程がある場合にあつては、当該停滞量又は取扱倍数（(2)から(6)により算出）を加算して最大倍数とする。

ア 製造所等において、原料から製品を生産するのに必要な一連の設備が一である場合は、次により1日の取扱倍数を算出する。ただし、日によって工程の種類が異なること等により取扱倍数が変わる場合にあつては、それぞれの日における取扱倍数を比較して最大

となる日の取扱倍数とする。

(ア) 1日に同一の工程を繰り返す場合は、一の工程の取扱倍数（原料の取扱倍数と製品の取扱倍数を比較して大となる場合の倍数）に繰り返した工程の回数を乗じたものを、その日の取扱倍数とする。

(イ) 1日に異なった工程を2種以上行う場合は、工程ごとに取扱倍数を算出し、それらを合算した数値を、その日の取扱倍数とする。

(ウ) 工程が2日以上にわたる場合は、1日における原料又は中間原料の取扱倍数と中間製品又は製品の取扱倍数を比較して大となる数値を、1日の取扱倍数とする。

イ 当該製造所等において、原料から製品を生産するのに必要な一連の設備が独立して2以上ある場合は、それぞれの設備について、アにしたがって算出した取扱倍数のすべてを合算したものを取扱倍数とする。

(2) 非危険物から危険物を製造する工程

(1)を準用して最大倍数を算出する。

(3) 危険物から非危険物を製造する工程

(1)を準用して最大倍数を算出する。

(4) 危険物を燃焼消費する場合

1日における最大消費量（倍数）とサービスタンクの容量（倍数）とを比較して、いずれか大なる方の倍数を最大倍数とする。ただし、次に掲げる設備にあっては、それぞれに定める数値未満として算定することはできないものとする。

ア 冷暖房又は給湯用ボイラー設備については、バーナーの時間当りの最大燃料消費量の2分の1にボイラーの運転時間（事務所ビルについては、10時間とする。）を乗じた数値

イ 非常電源用発電設備については、発電機の時間当たりの最大燃料消費量で2時間運転したときの数値

(5) 危険物を詰め替える場合

1日の最大詰め替え量による取扱倍数を最大倍数とする。

(6) 危険物を循環、販売又は給油するために取り扱う場合

設備又は場所における瞬間最大停滞量による取扱倍数を最大倍数とする。

(7) 危険物を貯蔵する場合

瞬間最大貯蔵量による貯蔵倍数を最大倍数とする。ただし、タンクによって貯蔵する場合にあっては、政令第5条第2項の規定により算出した容量による貯蔵倍数を最大倍数とする。

(8) 蓄電池等（別記19.第1に掲げるものに限る。以下同じ。）により貯蔵し、又は取り扱う場合

ア 耐火性収納箱等により蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場合

別記19.第2に定める基準に適合する箱（以下「耐火性収納箱」という。）に収納し、又は別記19.第2に定める基準に適合する筐体（以下「耐火性筐体」という。）により覆わ

れた蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場合、次の(ア)及び(イ)を満たすときは、耐火性収納箱又は耐火性筐体（以下「耐火性収納箱等」という。）ごとの指定数量の倍数を合算しないこととして差し支えないこと

(ア) 耐火性収納箱等内の危険物の総量が指定数量未満であること

(イ) 耐火性収納箱等には、条例第32条の2第2項第1号の規定による標識及び掲示板の設置に加え、見やすい箇所に蓄電池等を収納している旨を表示すること

イ アの場合において、隣接する複数の耐火性収納箱等がいずれもア(ア)及び(イ)を満たすときは、一の耐火性収納箱等とそれに隣接する耐火性収納箱等との相互間の距離は不要であること

ウ 自家発電設備の周囲にキュービクル式蓄電池を設置する場合

自家発電設備の付近に厚さ1.6mm以上の鋼板又はこれと同等以上の耐火性を有する材料で造られた外箱に収納された蓄電池設備（以下「キュービクル式蓄電池設備」という。）を設置する場合、次の(ア)から(ウ)までを満たすときは、自家発電設備とキュービクル式蓄電池設備の指定数量の倍数を合算しないこととして差し支えないこと

(ア) 自家発電設備及びキュービクル式蓄電池設備により取り扱う危険物の総量はそれぞれ指定数量未満であること

なお、キュービクル式蓄電池設備を複数設置する場合は、全てのキュービクル式蓄電池設備の危険物の量を合算し、その合計を指定数量未満とすること。ただし、キュービクル式蓄電池設備の外箱が耐火性筐体である場合は、キュービクル式蓄電池設備ごとの危険物の量を合算しないこととして差し支えないこと

(イ) キュービクル式蓄電池設備の外箱にア(イ)の例により表示を行うこと

(ウ) キュービクル式蓄電池設備の外箱に機能上必要な最小限の開口部を設ける場合は、箱内部及び外部からの延焼を確実に防止するとともに、外部からの可燃性蒸気の流入を確実に防止することができる防火措置を講じること（外箱が耐火性筐体である場合を除く。）

エ ウの場合において、ウ(ア)から(ウ)までを満たすときは、自家発電設備とキュービクル式蓄電池設備との相互間の距離は不要であること

オ ウの場合において、複数のキュービクル式蓄電池設備がいずれもウ(ア)から(ウ)までを満たすときは、一のキュービクル式蓄電池設備とそれに隣接するキュービクル式蓄電池設備との相互間の距離は不要であること

カ ウの場合において、キュービクル式蓄電池設備の外箱が耐火性筐体であるときは、「同等以上の耐火性を有する材料で造られた外箱」として取り扱って差し支えないこと

3 最大倍数の算定例

(1) 1日に同一の工程を繰り返す場合（2. (1). ア. (ア)の例）

ラッカーシンナーを製造する工場がある。一の工程に、トルエン600リットル、酢酸エチル150リットル、メタノール80リットル、メチルイソブチルケトン100リットル及びブチル

セロソルブ50リットルを原料としてラッカーシンナー980リットルを1日に2回製造し、1,000リットルのタンクに24時間を超え停滞させ、缶に詰める作業を行っている。

一の工程で取り扱う危険物

	物品名	品名	性質	量	倍数
原料	トルエン	第1石油類	非水溶性液体	600ℓ	3.0
	酢酸エチル	第1石油類	非水溶性液体	150ℓ	0.75
	メタノール	アルコール類		80ℓ	0.2
	メチルイソブチルケトン	第1石油類	非水溶性液体	100ℓ	0.5
	ブチルセロソルブ	第2石油類	水溶性液体	50ℓ	0.025
	原料の倍数の合計				4.475
製品	ラッカーシンナー	第1石油類	非水溶性液体	980ℓ	4.9
停滞量	ラッカーシンナー	第1石油類	非水溶性液体	1,000ℓ	5.0

原料の倍数と製品の倍数を比較し、大なる数値4.9倍をこの工程の取扱倍数とする。この取扱倍数に1日に製造する回数を乗じ、停滞量の倍数を加える。

$$4.9 \times 2 + 5.0 = 14.8$$

すなわち、当該製造所の最大倍数は、14.8倍とする。

(2) 1日に異なった工程を行う場合 (2. (1). ア. (イ)の例)

同一の蒸留設備を使用して、1日に3回蒸留を行う製造所がある。第1回目は、粗ベンゼン330リットルからベンゼン300リットルを製造する。第2回目は、ベンゼンを含む粗キシレン460リットルからキシレン340リットルとベンゼン100リットルを製造する。第3回目は、粗ニトロベンゼン200リットルからニトロベンゼン180リットルを製造する。

第1回目の工程

	物品名	品名	性質	量	倍数
原料	粗ベンゼン	第1石油類	非水溶性液体	330ℓ	1.65
製品	ベンゼン	第1石油類	非水溶性液体	300ℓ	1.5

原料の倍数と製品の倍数を比較し、大なる数値1.65倍をこの工程の取扱倍数とする。

第2回目の工程

	物品名	品名	性質	量	倍数
原料	粗キシレン	第2石油類	非水溶性液体	460ℓ	0.46
製品	ベンゼン	第1石油類	非水溶性液体	100ℓ	0.5
	キシレン	第2石油類	非水溶性液体	340ℓ	0.34
	製品の倍数の合計				0.84

原料の倍数と製品の倍数を比較し、大なる数値0.84倍をこの工程の取扱倍数とする。

第3回目の工程

	物品名	品名	性質	量	倍数
原料	粗ニトロベンゼン	第3石油類	非水溶性液体	200ℓ	0.1
製品	ニトロベンゼン	第3石油類	非水溶性液体	180ℓ	0.09

原料の倍数と製品の倍数を比較し、大なる数値0.1倍をこの工程の取扱倍数とする。各々の工程の取扱倍数を合算すれば $1.65+0.84+0.1=2.59$

すなわち、当該製造所の最大倍数は、2.59倍とする。

(3) 日により工程が異なる場合(2.(1).アただし書の例)

日により次のいずれかの工程を1回行っている製造所がある。

ア エタノール340リットル、氷酢酸360リットル及び濃硫酸40キログラムから酢酸エチル460リットルを製造し、未反応のエタノール60リットルと酢酸70リットルを回収する。

アの工程

	物品名	品名	性質	量	倍数
原料	エタノール	アルコール類		340ℓ	0.85
	氷酢酸	第2石油類	水溶性液体	360ℓ	0.18
	原料の倍数の合計				1.03
製品	酢酸エチル	第1石油類	非水溶性液体	460ℓ	2.3
	エタノール	アルコール類		60ℓ	0.15
	酢酸	第2石油類	水溶性液体	70ℓ	0.035
	製品の倍数の合計				2.485

原料の倍数と製品の倍数を比較し、大なる数値2.485倍をこの工程の取扱倍数とする。

イ メタノール220リットル、氷酢酸360リットル及び濃硫酸40キログラムから酢酸メチル400リットルを製造し、未反応のメタノール40リットルと酢酸80リットルを回収する。

イの工程

	物品名	品名	性質	量	倍数
原料	メタノール	アルコール類		220ℓ	0.55
	氷酢酸	第2石油類	水溶性液体	360ℓ	0.18
	原料の倍数の合計				0.73
製品	酢酸メチル	第1石油類	非水溶性液体	400ℓ	2.0
	メタノール	アルコール類		40ℓ	0.1
	酢酸	第2石油類	水溶性液体	80ℓ	0.04
	製品の倍数の合計				2.14

原料の倍数と製品の倍数を比較し、大なる数値2.14倍をこの工程の取扱倍数とする。

当該製造所の最大倍数は、上記二つの工程の取扱倍数を比較して、大なる数値2.485倍とする。

(4) 工程が2日以上にわたる場合（2. (1). ア. (ウ)の例）

アセトアルデヒドからn-ブタノールを製造する工場がある。一の工程を完了するのに3日間を要する。

第1日目は、アセトアルデヒド200リットルに水酸化ナトリウムを作用させてアルドール140リットルを製造する。

第1日目

	物品名	品名	性質	量	倍数
原料	アセトアルデヒド	特殊引火物		200ℓ	4.0
中間製品	アルドール	第3石油類	水溶性液体	140ℓ	0.035

原料の倍数と中間製品の倍数を比較し、大なる数値4.0倍をこの日の取扱倍数とする。

第2日目は、アルドール140リットルに希硫酸を作用させてクロトンアルデヒド180リットルを製造する。

第2日目

	物品名	品名	性質	量	倍数
中間原料	アルドール	第3石油類	水溶性液体	140ℓ	0.035
中間製品	クロトンアルデヒド	第1石油類	非水溶性液体	180ℓ	0.9

中間原料の倍数と中間製品の倍数とを比較し、大なる数値0.9倍をこの日の取扱倍数とする。

第3日目は、クロトンアルデヒド180リットルを水素で還元してn-ブタノール180リットルを製造する。

第3日目

	物品名	品名	性質	量	倍数
中間原料	クロトンアルデヒド	第1石油類	非水溶性液体	180ℓ	0.9
製品	n-ブタノール	第2石油類	非水溶性液体	180ℓ	0.18

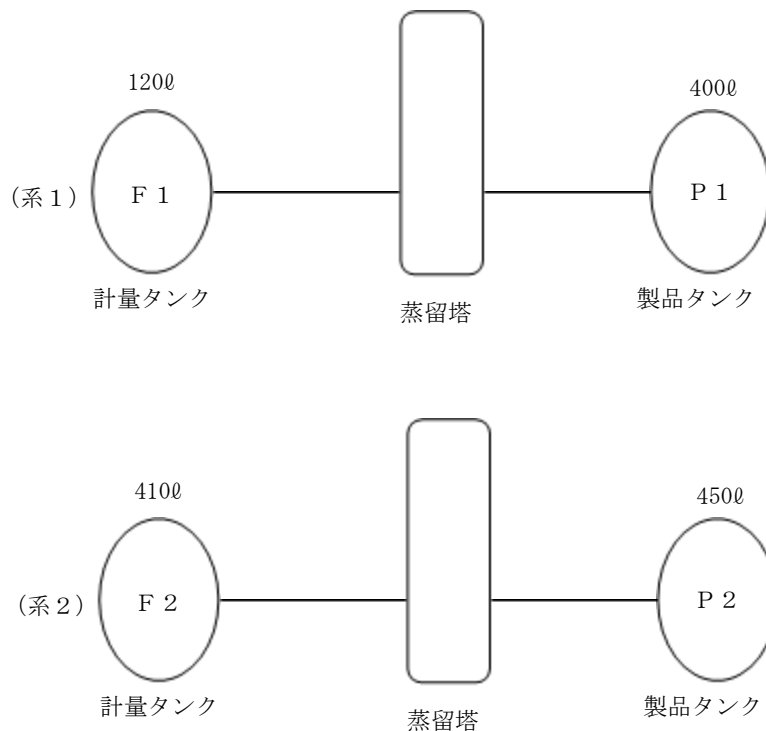
中間原料の倍数と製品の倍数とを比較し、大なる数値0.9倍をこの日の取扱倍数とする。

各日の取扱倍数を比較して、大なる数値4.0倍を当該製造所の最大倍数とする。なお、第3日目にクロトンアルデヒドの還元を行うときに第1日目の反応を行う場合は、原料の倍数に第3日目の中間原料の倍数を加算したもの（ $4.0+0.9=4.9$ ）と第1日目の中間製品の倍数に製品の倍数を加算したもの（ $0.035+0.18=0.215$ ）とを比較して、大なる数値4.9倍を当該製造所の最大倍数とする。

(5) 複雑の事例

各々独立に操業できる2系統の蒸留設備から成りたった製造所がある。一の設備（「系1」で表わす。）は、120リットルの計量タンク（F1）、蒸留塔、300リットルの製品タンク（P1）等から成り、もう一方の設備（「系2」で表わす。）は、410リットルの計量タンク（F2）、蒸留塔、450リットルの製品タンク（P2）等から成る。タンクP1は24

時間を超え危険物が停滞することがある。タンク F 1、F 2、P 2 は24時間以内に空になる。



製造所のフローシート

系 1 と系 2 の作業内容は、次のとおりである。なお、当該製造所では蒸留塔の加熱に熱媒（第 3 石油類・非水溶性液体）40リットルを循環使用している。

ア 系 1 の作業

70パーセントのメタノール110リットルを原料として蒸留を行い、95パーセントのメタノール72リットルを製品として得る工程を 1 日に 4 回行う。

イ 系 2 の作業

日により次のいずれかの作業を行う。

(ア) 1 日に次の各工程をそれぞれ 1 回行う。

A 粗ベンゼン300リットルからベンゼン290リットルを生産する。

B 粗ニトロベンゼン240リットルからニトロベンゼン220リットルを生産する。

(イ) 2 日間にわたり、粗キシレンを蒸留する。第 1 日目は、粗キシレン300リットルからキシレン（Oーキシレンとmーキシレンの混合物）290リットルを生産する。第 2 日目は、このキシレン290リットルからOーキシレン240リットルとmーキシレン50リットルを生産する。

当該製造所の最大倍数は、次の表から3.49倍とする。

表 最大倍数の算定

		日	物品名	品名	性質	量	倍数	本文 2. (1). ア. (ア)～(ウ)	本文 2. (1). ア のただし書	本文 2. (1). イ	本文 2. (1)のた だし書
系 1	原料		メタノール	アルコール類		110ℓ	0.275	(ア) <u>1.1</u> (0.275×4)			
	製品		メタノール	アルコール類		72ℓ	0.18				
系 2	原料		粗ベンゼン	第 1 石油類	非水溶性液体	300ℓ	1.5	(イ) <u>1.62</u> (1.5+0.12)	<u>1.62</u>	<u>2.72</u> (1.1+1.62)	<u>3.49</u> (2.72+0.77)
			粗ニトロベンゼン	第 3 石油類	非水溶性液体	240ℓ	0.12				
	製品		ベンゼン	第 1 石油類	非水溶性液体	290ℓ	1.45				
			ニトロベンゼン	第 3 石油類	非水溶性液体	220ℓ	0.11				
	原料	1	粗キシレン	第 2 石油類	非水溶性液体	300ℓ	0.3	(ウ)			
	中間製品		キシレン	第 2 石油類	非水溶性液体	290ℓ	0.29	<u>0.3</u>			
	中間原料	2	キシレン	第 2 石油類	非水溶性液体	290ℓ	0.29	(ウ) <u>0.29</u>			
	製品		Ｏ－キシレン	第 2 石油類	非水溶性液体	240ℓ	0.24				
			m－キシレン	第 2 石油類	非水溶性液体	50ℓ	0.05				
	停滞量		メタノール (製品タンク P ₁)	アルコール類		300ℓ	0.75				
			熱媒	第 3 石油類	非水溶性液体	40ℓ	0.02				

第4 申請手数料

製造所等の申請に係る手数料については、大阪市消防手数料条例（平成12年大阪市条例第72号）によるほか、次のとおりとする。

1 許可申請後に申請の内容を変更する場合

製造所等の設置（変更）許可の申請後、当該申請に係る許可前に申請内容を変更する場合は、申請内容の訂正として取扱い、手数料を重ねて徴収することはない。ただし、申請内容の変更により、申請に係る危険物の貯蔵または取扱最大数量に変更を生じ、手数料に変動をおよぼすものにあつては、次によること

- (1) 申請内容の変更により、手数料が増加することになる場合は、増加後の数量に係る手数料との差額を新たに徴収する。
- (2) 申請内容の変更により、手数料が減少することになる場合は、すでにこれに関する審査手続等の役務の提供が開始されたことであるから、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しない。

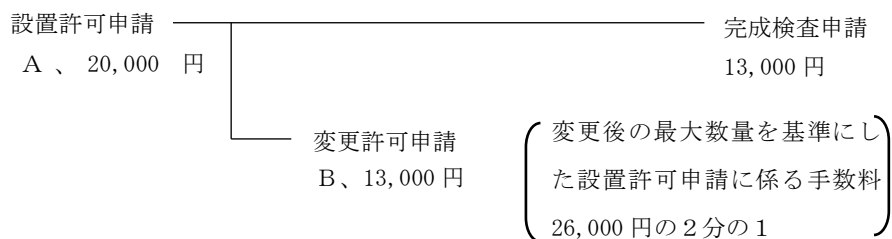
2 許可後に申請の内容を変更する場合

製造所等の設置（変更）許可後、当該許可に係る申請内容を変更する場合は、変更許可申請を要するものとし、変更後の製造所等の危険物の数量を基準として、変更許可申請に係る手数料を徴収する。この場合の完成検査申請に係る手数料は、変更後の製造所等の危険物の数量を基準として徴収する。

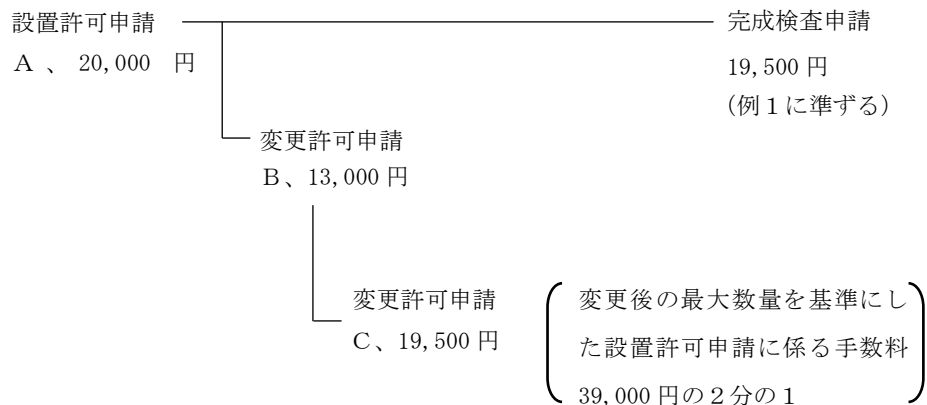
手数料の例（屋内貯蔵所を例とするもの）

	A (10倍以下のもの)	B (10倍を超え50倍以下もの)	C (50倍を超えるもの)
設置許可申請	20,000円	26,000円	39,000円
設置許可申請に係る完成検査申請	10,000円	13,000円	19,500円
変更許可申請	10,000円	13,000円	19,500円
変更許可申請に係る完成検査申請	5,000円	6,500円	9,750円

例1 Aの設置許可後、Bに変更する場合



例2 Aの設置許可後、Bとする変更許可申請を行い、当該変更許可申請について許可を受けた後さらに、Cに変更する場合



第5 軽微な変更

1 基本事項

(1) 軽微な変更とは、法第11条第1項後段の変更許可を必要としない変更をいい、次のように区分する。

ア 届出を要しない軽微な変更

軽微な変更のうち、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準（以下第5において「基準」という。）の内容と関係が生じないこと又は形式的には基準の内容と関係が生じるが、保安上の問題を生じさせないことが明らかであるため、市規則第3条の2に定める届出を必要としないものをいう。

イ 届出を要する軽微な変更

軽微な変更のうち、基準の内容と関係が生じないこと又は保安上の問題を生じさせないことを、市規則第3条の2に定める届出により確認を行う必要があるものをいう。

(2) 軽微な変更に係る工事は、次のように区分する。

ア 取替

製造所等を構成する機器、装置等を既設のものと同等の種類、機能、性能等を有するものに交換又は造り直すことをいう。ただし、「改造」に該当するものを除く。

イ 補修

製造所等を構成する機器、装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいう。ただし、「改造」に該当するものを除く。また、土間等の鉄筋や外壁の鉄骨等、建築物及び工作物の躯体部分を工事する場合は、これに含まない。

ウ 撤去

製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。

エ 増設

製造所等に、新たに機器、装置等の設備を設置することをいう。

オ 移設

製造所等を構成する機器、装置等の設置位置を変えることをいう。

カ 改造

現に存する製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器、装置等の構成、機能、性能を変えることをいう。ただし、補修のうち、土間等の鉄筋や外壁の鉄骨等、建築物及び工作物の躯体部分を工事する場合にあっては、これに含む。

2 軽微な変更の範囲

軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

(1) 製造所等の共通事項

○：届出を要しない軽微な変更 △：届出を要する軽微な変更 ／：通常想定されない変更

	対象	構造・設備等	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
1	建築物・工作物	建築物	屋根（キャノピーを含む。）、壁、柱、床、はり等					○	／
2	建築物・工作物	建築物	防火区画					○	
3	建築物・工作物	建築物	防火上重要でない間仕切り壁	△	△	△	○	○	△
4	建築物・工作物	建築物	内装材				○	○	○
5	建築物・工作物	建築物	防火設備				○	○	
6	建築物・工作物	建築物	防火戸の自動閉鎖装置	○			○	○	
7	建築物・工作物	建築物	ガラス・窓・窓枠				○	○	
8	建築物・工作物	建築物	階段				○	○	
9	建築物・工作物	建築物	雨どい	○	○	○	○	○	○
10	建築物・工作物	工作物	保安距離・保有空地の代替措置の塀・隔壁					○	
11	建築物・工作物	工作物	架構					○	
12	建築物・工作物	工作物	配管・設備等の支柱・架台、耐火措置				△	○	
13	建築物・工作物	工作物	歩廊・はしご				○	○	
14	建築物・工作物	保有空地	植栽	△	△	△	○	○	○
15	タンク等	基礎等	犬走り・法面・コンクリートリング					○	／
16	タンク等	基礎等	地下タンク上部スラブ					○	／
17	タンク等	構造等	屋根支柱・ラフター・ガイドポール等					△	／
18	タンク等	構造等	屋外タンクの支柱の耐火措置				○	○	
19	タンク等	構造等	階段・はしご・手摺り等				△	○	
20	タンク等	設備等	タンク元弁				○	○	
21	タンク等	設備等	通気管（地上部分に限る。）				△	○	／

	対象	構造・設備等	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
22	タンク等	設備等	サクシヨンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いたものを除く。）				△	○	
23	タンク等	設備等	サクシヨンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いたものに限る。）				○	○	
24	タンク等	設備等	内面コーティング（屋外貯蔵タンクを除く。）	△	△	△	○	○	△
25	タンク等	設備等	雨水浸入防止措置	○	○	○	○	○	○
26	危険物設備等	配管等	配管（地下配管・移送取扱所を除く。）				△	△	△
27	危険物設備等	配管等	配管（地下配管・移送取扱所を除き、フランジで接続されるものに限る。）				○	△	△
28	危険物設備等	配管等	配管のベントノズル・ドレンノズル・サンプリングノズル等（移送取扱所を除く。）	△	△	△	○	○	○
29	危険物設備等	配管等	配管の加熱装置（蒸気・温水等を用いたものに限る。）				○	○	
30	危険物設備等	配管等	配管の加熱装置（蒸気・温水等を用いたものを除く。）				△	○	
31	危険物設備等	配管等	配管ピット・注入口ピット・地下配管接合部の点検ます				○	○	
32	危険物設備等	配管等	漏洩検知口				○	○	
33	危険物設備等	配管等	漏洩検知装置				△	○	
34	危険物設備等	機器等	ポンプ設備（移送取扱所を除く。）				△	○	△
35	危険物設備等	機器等	熱交換器				○	○	△
36	危険物設備等	機器等	熱交換器に付属する送風設備（電動機を除く。）、散水設備等				○	○	
37	危険物設備等	配管等	配管に設けられる弁（移送取扱所を除く。）				○	○	△
38	危険物設備等	機器等	攪拌装置（電動機を除く。）				○	○	△
39	危険物設備等	機器等	炉材				○	○	
40	危険物設備等	機器等	反応器等の覗き窓ガラス（サイトグラス）				○	○	
41	危険物設備等	機器等	加熱・乾燥設備に付属する送風・集塵装置（電動機を除く。）				○	○	△
42	危険物設備等	機器等	波返し・とい・受け皿等飛散防止装置				○	○	△
43	危険物設備等	機器等	ローディングアーム・アンローディングアーム（移送取扱所を除く。）				△	○	△

	対象	構造・設備等	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
44	危険物設備等	機器等	ローラーコンベア等危険物輸送設備（電動機を除く。）				○	○	△
45	危険物設備等	機器等	可燃性ガス回収装置				△	○	△
46	危険物設備等	機器等	保温（冷）材（屋外タンク貯蔵所の本体に係るものを除く。）				○	○	△
47	危険物設備等	機器等	排出設備（ダクト等を含む。）				△	○	
48	危険物設備等	機器等	換気設備（ダクト等を含む。）				○	○	
49	危険物設備等	機器等	電気防食設備				○	○	
50	危険物設備等	制御装置・安全装置等	圧力計・温度計・液面計等現場指示型計装設備	△	△	△	○	○	○
51	危険物設備等	制御装置・安全装置等	安全弁・破裂板等安全装置				○	○	
52	危険物設備等	制御装置・安全装置等	温度・圧力・流量等の調整等を行う制御装置（駆動源・予備動力源を含む。）				△	○	
53	危険物設備等	制御装置・安全装置等	緊急遮断（放出）装置（安全弁等を除く。）反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源・予備動力源・不活性ガス封入装置等を含む。）				△	○	
54	危険物設備等	制御装置・安全装置等	地下タンクのマンホールプロテクター				△	○	
55	防油堤・排水設備等	防油堤	防油堤（仕切堤を含む。）				△	○	△
56	防油堤・排水設備等	防油堤	防油堤水抜弁				○	○	
57	防油堤・排水設備等	防油堤	防油堤水抜弁の開閉表示装置				○	○	
58	防油堤・排水設備等	防油堤	防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの。）				△	○	
59	防油堤・排水設備等	防油堤	防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの。）	△	△	△	○	○	△
60	防油堤・排水設備等	防油堤	防油堤の点検歩廊（防油堤と一体構造のもの。）				△	○	
61	防油堤・排水設備等	防油堤	防油堤の点検歩廊（防油堤と一体構造でないもの。）	△	△	△	○	○	○
62	防油堤・排水設備等	排水溝等	排水溝・ためます・油分離槽・囲い等				△	○	
63	防油堤・排水設備等	排水溝等	危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面（地下タンクの上部スラブを除く。）					○	
64	電気設備	電気設備	電気設備（危険場所外に設置）	△	△	△	○	○	△
65	電気設備	電気設備	電気設備（危険場所に設置）				○	○	△
66	電気設備	電気設備	静電気除去装置				○	○	
67	避雷設備	避雷設備	避雷設備				○	○	

	対象	構造・設備等	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
68	消火設備・警報設備	消火設備	ポンプ・消火薬剤タンク				△	○	
69	消火設備・警報設備	消火設備	1～3種消火設備（散水・水幕設備を含む。）の配管・消火栓本体・泡チャンバー等の放出口等（泡ヘッドを除く。）				△	○	
70	消火設備・警報設備	消火設備	1～3種消火設備の弁・ストレーナー・圧力計等				○	○	
71	消火設備・警報設備	消火設備	4・5種消火設備	△	△	△	○	○	
72	消火設備・警報設備	警報設備	消火薬剤				○		
73	消火設備・警報設備	警報設備	警報設備（自動火災報知設備の受信機・感知器を除く。）	△	△	△	○	○	
74	消火設備・警報設備	警報設備	自動火災報知設備の受信機				○	○	
75	消火設備・警報設備	警報設備	自動火災報知設備の感知器				○	○	
76	その他	標識・掲示板	標識・掲示板	△	△	△	○	○	

(2) 施設区分ごとの事項

○：届出を要しない軽微な変更 △：届出を要する軽微な変更 ／：通常想定されない変更

	対象	構造・設備等	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
77	一般取扱所		ボイラー・炉等のバーナーノズル				○	○	
78	一般取扱所		塗装機噴霧ノズル・ホース等				○	○	
79	一般取扱所		運搬容器の充填設備（固定注油設備）				○	○	○
80	一般取扱所		分析計（キュービクル内取付けを含む。）〔分析計（例）サルファー分析計・ガスクロマトグラフィ等〕				○	○	○
81	一般取扱所	その他設備機器等	作業用広報設備（スピーカー）	○	○	○	○	○	○
82	屋内貯蔵所		ラック式以外の棚				○	○	○
83	屋内貯蔵所		ラック式棚				△	○	
84	屋内貯蔵所		冷房装置等				△	○	

	対象	構造・設備等	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
85	屋外タンク貯蔵所		可撓管継手（認定品）				○	/	/
86	屋外タンク貯蔵所		可撓管継手（認定品以外）				△	/	/
87	屋外タンク貯蔵所		ローリングラダー（浮き屋根に設ける設備）				△	○	/
88	屋外タンク貯蔵所		ボンツーン					△	
89	屋外タンク貯蔵所		浮き屋根のウェザーシールド（浮き屋根に設ける設備）				○	○	/
90	屋外タンク貯蔵所		浮き屋根のシール材（浮き屋根に設ける設備）				△	○	/
91	屋外タンク貯蔵所		ルーフドレン（浮き屋根に設ける設備）				△	○	/
92	屋外タンク貯蔵所		保温（冷）材				○	○	
93	屋外タンク貯蔵所		流出危険物自動検知警報装置				○	○	
94	屋外タンク貯蔵所		コーティング	△	△	△	△	○	△
95	屋内タンク貯蔵所		出入口の敷居				○	○	/
96	簡易タンク貯蔵所		固定金具				○	○	/
97	移動タンク貯蔵所		底弁・底弁の手動・自動閉鎖装置					○	/
98	移動タンク貯蔵所		マンホール・注入口のふた				○	○	/
99	移動タンク貯蔵所		マンホール部の防熱・防塵カバー				○	○	/
100	移動タンク貯蔵所		品名数量表示板	○	△	○	○	○	/
101	移動タンク貯蔵所		Ｕボルト				○	○	/
102	移動タンク貯蔵所		可燃性蒸気回収ホース	○	○	△	○	○	△
103	移動タンク貯蔵所		注油ホース（ノズル及び結合金具を含む。）（積載式以外）				○	○	/

	対象	構造・設備等	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
104	移動タンク貯蔵所		箱枠				△	△	/
105	移動タンク貯蔵所	積載式	積載式の移動貯蔵タンクの追加（IMDGコードの確認が取れており、すみ金具等の荷重に変更がないもの）	△	/	/	/	/	/
106	屋外貯蔵所		周囲の柵				○	○	/
107	屋外貯蔵所		ラック式棚				△	○	
108	屋外貯蔵所		固体分離槽				△	○	
109	屋外貯蔵所		シート固着装置				○	○	
110	給油取扱所	工作物等	防火塀				/	○	
111	給油取扱所	工作物等	犬走り、アイランド等				/	○	/
112	給油取扱所	工作物等	サインポール・看板等（電気設備）	△	△	△	○	○	○
113	給油取扱所	工作物等	日除け等（キャノピーを除く。）	△	△	△	○	○	○
114	給油取扱所	給油機器等	給油量表示装置	△	△	△	○	○	○
115	給油取扱所	給油機器等	カードリーダー等省力機器	△	△	△	○	○	○
116	給油取扱所	給油機器等	通気管のガス回収装置	△	△	△	○	○	○
117	給油取扱所	給油機器等	タンクローリー用アースターミナル	△	△	△	○	○	△
118	給油取扱所	給油機器等	固定給油（注油）設備（認定品に限る。）			△	○	○	△
119	給油取扱所	その他設備機器等	混合燃料油調合機・蒸気洗浄機・洗車機・オートリフト等				△	○	△
120	給油取扱所	その他設備機器等	自動車の点検等に使用する機器等（オートリフト等を除く。）	△	△	△	○	○	○
121	給油取扱所	その他設備機器等	セールスルーム（含むショップ）内の電気設備・給排水設備	△	△	△	○	○	○
122	給油取扱所	その他設備機器等	セルフ給油所の監視機器・放送機器・分電盤・照明器具				○	○	

	対象	構造・設備等	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
123	販売取扱所	その他設備機器等	延焼防止用のそで壁・ひさし・垂れ壁				△	○	
124	販売取扱所	その他設備機器等	棚				○	○	○
125	移送取扱所	配管等	配管（地下配管を除く。）				△	△	
126	移送取扱所	配管等	配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等	△	△	△	○	○	○
127	移送取扱所	配管等	切替弁・制御弁等				○	○	
128	移送取扱所	制御装置 安全装置等	緊急遮断弁・安全弁等				△	○	
129	移送取扱所	機器等	ポンプ設備				△	△	
130	移送取扱所	機器等	ピグ取扱装置				△	○	
131	移送取扱所	機器等	感震装置				△	○	
132	移送取扱所	機器等	漏えい検知装置				△	○	
133	移送取扱所	その他設備機器等	漏えい検知口				○	○	
134	移送取扱所	その他設備機器等	船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いるローディングアーム先端のカブラー			△	○	○	△
135	移送取扱所	その他設備機器等	土盛り等漏えい拡散防止設備				○	○	
136	移送取扱所	その他設備機器等	衝突防護設備				○	○	
137	移送取扱所	その他設備機器等	巡回監視車				○	○	

(3) その他事項

届出を要する軽微な変更	届出を要しない軽微な変更
ア 構造又は設備等の変更を目的としない工事の取扱い (7) 計量器の修理又は計量検定のための一時的な撤去及び取付及びこれに伴う代替計量器の一時的な新設及び撤去の一連工事 (イ) 同一敷地内における屋外から屋外への常置場所の変更 イ タンク本体に係る小規模な溶接工事(別記2「届出を要する軽微な変更とするタンク本体に係る小規模な溶接工事について」による。)	構造又は設備等の変更を目的としない工事の取扱い ア 塗装工事 イ 点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事

3 変更の程度が前2に掲げるものと類似又は同等であると認められるものは、次のことを判断基準として、これらと同様に取り扱うことができる。

- (1) 変更に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと
- (2) 変更に伴い、基準に変更がないこと
- (3) 変更に伴い、建築物又は工作物の技術の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと
- (4) 変更に伴い、通常の使用状態において、危険場所に変更がないこと
- (5) 技術上の基準により義務設置とされている設備等の撤去による、法令上の不備が生じないこと

4 事務手続

軽微な変更に伴う事務手続は、次によること

- (1) 届出を要する軽微な変更については、市規則第3条の2に定める軽微な変更届出書を提出すること
- (2) 届出を要しない軽微な変更のうち、安全対策上仮設防火塀を設けて火を使用する器具又は火花を発する器具を使用する工事については、市規則第19条第3号に定める火気使用工事届出書を提出すること
- (3) 変更許可を要するものと届出を要する軽微な変更とが同時に行われる場合は、変更許可申請書に届出を要する軽微な変更の資料を添付することにより、軽微な変更の届出を省略することができる。なお、届出を要する軽微な変更に係る部分については、変更許可に係る完成検査は要しない。

第6 その他

施設間で共用する壁及び出入口等の変更等に伴い変更許可申請を要する場合の事務手続は、原則として共有する施設のうち倍数が最も大なる施設（倍数が同一の場合は、施設の用に供する部分の床面積が最も大なる施設）を主たる施設とし、主たる施設においては変更許可申請を、その他の施設においては軽微な変更の届出を徴すること

第2節 承認及び認可に関する基準

第1 仮貯蔵又は仮取扱い承認基準

法第10条第1項ただし書の規定により仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）を行う場合の承認基準は、次のとおりとする。

1 共通事項

- (1) 仮貯蔵等の承認は、同一場所において承認期間を終了後、反復して認めない。ただし、次に該当する場合にあっては、この限りでない。
 - ア 工事現場、埠頭等の特殊な場所におけるとき
 - イ 事故による緊急措置等やむを得ないとき
 - ウ その他正当な理由があるとき
- (2) 仮貯蔵等を行う場所（以下「仮貯蔵場所」という。）は、政令第9条第1項第1号に掲げる対象物から安全な距離があること
- (3) 仮貯蔵場所の付近には、火気を使用する設備、可燃性の物件等が存しないこと
- (4) 仮貯蔵等は、風速、湿度、気温等の気象条件を考慮して安全に行うこと
- (5) 仮貯蔵場所には、危険物の性質、貯蔵又は取扱い状況に応じ、換気又は流出防止等の措置を有効に講じること
- (6) 仮貯蔵場所には、貯蔵し、又は取扱う危険物に応じて政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること
- (7) 仮貯蔵場所には、見やすい箇所に市規則第2条第3項に定める掲示板を設けること
- (8) 仮貯蔵等の申請書には、危険物の品名、数量又は取扱い状況により、必要に応じて次に掲げる図書を添付すること
 - ア 危険物の貯蔵又は取扱いに関する現場管理責任者の任務
 - イ 巡回及び点検要領
 - ウ 災害その他緊急時における通報、消火等応急措置の要領
 - エ その他

2 屋内における仮貯蔵等

建築物の構造は、木造でないこと。ただし、硫黄若しくはこれを含むもの、第3石油類、第4石油類又は第6類の危険物に係る場合で、取扱い工程において加熱し、又は発熱させないときは、この限りでない。

3 屋外における仮貯蔵等

- (1) 次に掲げる危険物の仮貯蔵等は、認められない。ただし、コンテナ内において貯蔵する場合で安全が確認されるとき又は危険物の性状に応じて遮光、防水等危険防止のための有効な措置がなされているときにあっては、この限りでない。
 - ア 第1類の危険物のうち、無機過酸化物又はこれを含むもの
 - イ 第2類の危険物のうち、鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの

ウ 第3類の危険物

エ 第4類の危険物のうち、特殊引火物

オ 第5類の危険物

(2) 仮貯蔵場所は、さく等により明確に区画し、その周囲に火災予防上又は消火活動上支障がないと認められる幅の空地を確保すること

(3) 一般交通の障害にならないこと

4 タンクコンテナ等における仮貯蔵等

(1) タンクコンテナ等における共通事項

タンクコンテナ、ドライコンテナ、リーファーコンテナ等(以下「タンクコンテナ等」という。)における仮貯蔵等は、1.(2)から(8)によるほか、次によること

ア 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできない。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、感染症等の影響により、船員や港湾労働者の確保ができないなど、港湾の稼働状況が悪化した結果による船舶の遅延、鉄道の不通等の申請者等の責によらないやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎて同一の場所で仮貯蔵を継続する必要がある場合にあっては、この限りでない。

イ 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナ等を仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵とすることができる。

ウ 次に該当する場合は、新たな仮貯蔵等の承認は要しない。

(ア) 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナ等を積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナ等を車両に積載して運ぶ場合

(イ) コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合

(ウ) 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

エ 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等関係のない者をみだりに出入りさせない措置を講じること

オ 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと

カ 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと

キ タンクコンテナ等を積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナ等に限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ等の頂部までは6メートル以下とすること

ク タンクコンテナ等の相互間に、点検のために必要な、おおむね1メートル以上の間隔を設けること

ケ 危険物の現場管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナ等の異常の有無及びエからクまでを確認すること

(2) 屋内における仮貯蔵

ア 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造（政令第9条第1項第5号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）又は不燃材料（政令第9条第1項第1号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られ、かつ、出入口に防火設備（政令第9条第1項第7号に規定する防火設備をいう。以下同じ。）を設けた専用室とすること

イ アの専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること

(3) 屋外における仮貯蔵

ア 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所とすること

イ 仮貯蔵場所の周囲には、3メートル以上の幅の空地を保有すること。ただし、高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な塀を設けることにより、安全であると認められる場合にあっては、この限りでない。

ウ 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること

5 油入りケーブルの敷設替え工事における仮取扱い

(1) 期間等

規制対象となる期間は、油入りケーブルの切断・接続工事等を行う場所（以下「油入りケーブルに係る工事場所」という。）におけるケーブルの切断から接続完了までの間とし、油入りケーブルに係る工事場所ごとに申請すること

(2) 危険物の数量算定

危険物の取扱数量は、油入りケーブルに係る工事場所の両端に設けられている変電所内のヘッドタンク及び当該ヘッドタンク間を接続している油入ケーブルに内蔵されている絶縁油の総量とすること

(3) その他

ア 申請書には、次に掲げるものを添付すること

(ア) 取扱数量の計算書

(イ) 工事手順書、工程表（接続工事等の実施期間を明記したもの）

(ウ) 接続工事等に際し、火気等を使用する場合の安全対策書

イ 同一系統のケーブルにおいて、油入りケーブルに係る工事場所が複数となる場合は、添付図書等は共用できる。

(4) 基準の準用

(1)から(3)に定めるもののほか、1から3の基準を準用する。

6 危険物の貯蔵又は取扱い

危険物の貯蔵又は取扱いは、政令第4章に規定する技術上の基準に準じて行うこと

7 震災時等における危険物の仮貯蔵等

震災時等における危険物の仮貯蔵等は、「「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの事務処理手引」の制定について」（令和元年7月16日付け消規第312号）によること

第2 仮使用承認基準

法第11条第5項ただし書の規定により製造所等の一部を仮に使用する場合の承認基準は、次のとおりとする。

1 仮使用のできる部分

使用のできる部分は、次に掲げる部分以外の部分であること

- (1) 工事を行う部分
- (2) 工事を行うのに必要な作業場、資材置場その他工事と関連のある部分
- (3) 工事により危険物の貯蔵又は取扱いに支障又は危険を生じる部分

2 工事中の安全対策

工事に際して、次の安全対策が講じられていること。ただし、火災予防上支障がないと認められる場合にあっては、この限りでない。

- (1) 仮使用部分の上部で工事が行われる場合の落下物による事故防止上有効な養生措置
- (2) 安全工具等安全性を有する工事用の機械、工具の使用
- (3) 工事を行うタンク、配管又は機器内の危険物、指定可燃物のうち可燃性固体類、可燃性液体類、可燃性の蒸気、可燃性のガス等の除去及び工事部分以外の部分と導通している配管、ダクト又は排水溝の閉塞板、仕切板等による遮断
- (4) 法令により必要とされる防油堤、防火塀、油分離装置、消火設備等の工事をする場合の有効な代替措置
- (5) 地盤面下に係る工事を行う場合の埋設配管等の位置の確認
- (6) 工事部分に隣接して製造所等がある場合の有効な養生措置及び当該施設の責任者に対する工事内容の連絡

3 火気の取扱いの安全対策

火気（裸火、溶接・溶断火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう。）を発生し、又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる安全対策が講じられていること。ただし、火災予防上支障がないと認められる場合にあっては、この限りでない。

- (1) 火気を使用する部分と仮使用部分との間における火花の飛散又は可燃性ガスの流入を防止するための不燃材料、防災シート等による有効な遮へい。なお、溶接・溶断火花の飛散状況は、次の表を参考にすること

表 ガス切断による火花の飛散距離

作 業 の 高 さ (m)	飛 散 距 離 (m)
約 8	3.5 ～ 9.0
約 12	3.5 ～ 9.5
約 15	4.5 ～ 12.0
約 20	4.0 ～ 15.0

1 樋川、渡辺、池田、星野、安全工学、vol. 5(2)112(1966)による。
2 風速は、0～5m/sである。
3 火花は、切断時に発生するもの及びそれが地面などに落下し反射されて2次的に飛散するものをいう。

- (2) 火花が発生し、又は飛散するおそれのある部分に対する散水
- (3) 危険物、指定可燃物のうち可燃性固体類、可燃性液体類、可燃性の蒸気、可燃性のガス等が残存し、又は浸入するおそれのあるタンク、配管又は機器に対する不活性ガス、スチーム、水等によるパージ
- (4) ガス検知器等による可燃性の蒸気又は可燃性のガスの確認
- (5) ピット等可燃性の蒸気又は可燃性のガスが滞留しやすい場所における強制換気
- (6) 仮使用部分における危険物の取扱い作業の制限

4 工事期間及び作業工程

工事期間は合理的で、作業工程は火災予防上安全な順序であること

5 仮使用部分での危険物の取扱い

仮使用部分での危険物の貯蔵又は取扱いが、工事により支障とならないように措置されているとともに、次に掲げる危険物の取扱いについては、特に安全性が考慮されていること

- (1) 引火点が40度未満の危険物の開放容器での取扱い
- (2) 高温高圧下での危険物の取扱い
- (3) 発熱又は異常反応の発生が予想される危険物の取扱い
- (4) 第5類危険物の取扱い

6 消火設備及び警報設備

消火設備及び警報設備は、政令の基準に適合しているほか、工事の状況により工事部分又は仮使用部分に適切に設置されていること

7 危険物保安監督者又は危険物取扱者の立会い

工事に際し火気を取り扱う場合は、工事部分において危険物保安監督者又は危険物取扱者の立会いが行われること

8 保安全管理

工事の内容、期間、規模、その他の状況に応じて次に掲げる事項が定められていること

- (1) 統括責任者、施工責任者、現場監督者等及びその任務分担
- (2) 工事関係者と製造所等の運転関係者の間における工事の開始、終了の連絡、全工事及び毎日の工事の内容、作業手順、危険物の取扱い状況その他の事前協議
- (3) 始業前及び終業後の点検、火気使用に伴う安全措置の点検並びに仮使用部分における危険物の火災、漏洩、流出等異常な事態の防止又は早期発見のための巡回
- (4) 事故発生時の通報、連絡、消火、その他の応急措置

9 その他

- (1) 仮使用の承認を行っているものであっても、完成検査前に変更許可申請が提出された場合は、再度仮使用承認申請が必要であること。ただし、当初に提出された仮使用承認の条件と同一であると認められるものにあつては、この限りでない。
- (2) 工事を伴わない製造所等の変更は、仮使用承認申請を要しないこと
- (3) 工事時期が2以上に分かれ、早期に工事を完了した部分を使用しようとする場合は、工事時期の異なる部分ごとに変更許可申請及び仮使用承認申請を行うとともに、当該部分の

完成検査済証の交付を受けたのち使用すること

- (4) 次に掲げる事項を表示した平面図、立面図等を仮使用承認申請書に添付すること
 - ア 建築物又は工作物の構造
 - イ 工事部分及び仮使用部分
 - ウ 火気を使用する工事部分
 - エ 養生堀
 - オ 消火設備及び警報設備
- (5) 地下貯蔵タンク及び埋設配管の廃止の工事が伴う場合には、市規則別記第5号様式（作業明細書）のその他必要事項欄に廃止タンク及び埋設配管について、大阪市危険物規制等事務処理要綱（昭和53年消防長（危）第31号）第21条第1号に定める別記第12号様式の危険物施設等廃止時における留意事項等が記載されていること

第3 予防規程認可基準

1 申請の方法

- (1) 法第11条第1項の規定により設置許可を受け、又は変更許可を受けたもので、その貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量を変更することにより、予防規程の作成が必要となる場合は、完成検査申請書を提出する前に行うこと
- (2) 法第11条の4第1項の規定により、貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の変更を届け出る場合で、予防規程の作成が必要となるときは、届出書の提出と同時に行うこと
- (3) (1)及び(2)以外の場合で予防規程の内容を変更する場合は、遅滞なく行うこと

2 基本事項

- (1) 予防規程は、製造所等の存する事業所を単位に作成することが適当であること
- (2) 予防規程の内容が法第10条第3項の技術上の基準に適合していること
- (3) 製造所等の安全管理に実効を挙げることのできるものであること
- (4) 予防規程が適切に運用できるものであること
- (5) 予防規程の適用範囲は、製造所等の全域とすること
- (6) 予防規程は、事業所のすべての従業員及び関係者が遵守する義務があること
- (7) 給油取扱所については、出入者に対し必要に応じて、従業員が予防規程の内容を告知する義務があること
- (8) 規則第61条に規定する製造所等のうち、規則第9条の2に規定する製造所等については、保安規程又は危害予防規程を法第16条の5の規定に基づき、予防規程に代える資料として提出させること

3 予防規程に定める事項

予防規程に定める事項は、規則第60条の2に規定するもののほか、次の各号に定める事項に応じ、当該各号に定めるものを具体的に記載すること

- (1) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関する事項
 - ア 保安業務の内容と役割分担

- イ 保安業務の各役割の担当者
 - ウ 保安業務の各役割の代行者
 - エ 交替時の引継方法及び引継事項
- (2) 化学消防自動車の設置その他自衛の消防組織に関する事項
- ア 自衛の消防組織の活動内容
 - イ 自衛の消防組織の構成員と活動体制等の役割分担
 - ウ 自衛の消防組織の構成員の代行者
- (3) 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関する事項
- ア 保安教育の対象者の区分
 - イ 保安教育の内容、教育方法、訓練方法
 - ウ 保安教育の時期
- (4) 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関する事項
- ア 巡視、点検及び検査の時期、内容及び方法
 - イ 巡視、点検及び検査の実施者並びに当該実施者に必要な資格
 - ウ 巡視、点検及び検査の確認責任者、確認方法等の結果確認に関する体制
 - エ 巡視、点検及び検査により不備事項等を発見した場合の応急措置及び報告
- (5) 危険物施設の運転又は操作に関する事項
- ア 安全かつ適正に運転するための基準
 - イ 火気の使用を伴う運転又は操作がある場合は、火気の取扱基準
 - ウ 緊急時における運転の停止、保安装置等の作動及び運転再開時の点検及び操作基準
 - エ 運転員等の交替時の引継方法及び引継事項
- (6) 危険物の取扱い作業の基準に関する事項
- ア 政令第24条から27条までに規定する遵守事項に対応した基準
 - イ 危険物の種類、取扱形態に応じた作業基準（アに該当するもの以外）
 - ウ 給油取扱所については、次に掲げる事項
 - (ア) 無資格者が危険物を取り扱う場合における危険物取扱者の立会い義務
 - (イ) 給油、注油時における油種の確認
 - (ウ) 危険物受入作業時における危険物取扱者の立会義務と品目の確認及び受け入れタンクの残量確認
 - (エ) みだりに火気及び火花等を発生させる機械器具の使用の禁止
 - (オ) 危険物の積みおろし時、給油時等における自動車等のエンジン停止の確認
 - (カ) 灯油の小分け時における容器の消防法令基準適合の確認及び注入済容器の放置の禁止
 - (キ) その他給油取扱所の形態等に応じ必要な事項
- (7) 補修等の方法に関する事項
- ア 補修等の工事について、工事計画作成段階から工事終了後までの関係者の連絡体制
 - イ 補修等の工事に関する保安の措置及び安全確認体制

ウ 補修等の工事終了後の安全確認方法

- (8) 製造所及び一般取扱所にあつては、危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策に関する事項
- ア 事故事例等を参考に、危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う火災、爆発又は漏えいの発生及び拡大の要因を整理し、必要と考える対策
- (9) 規則第40条の3の3の2各号に定める措置を講じた給油取扱所にあつては、専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油又は容器への詰替えが行われる場合の当該危険物の取扱作業の立会及び監視その他保安のための措置に関する事項
- ア 次の業務を同時に行つた場合に、いずれの業務もおろそかにならないように具体的な対応方法等に関する措置
- (イ) 専用タンクへの荷卸し作業の立会い（単独荷卸しが可能な給油取扱所を除く。）
- (ロ) 給油又は詰替え等の危険物取扱い作業
- (ハ) 危険物取扱者以外の従業員又は顧客（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に限る。）が行う(イ)の作業に対する立会い又は監視
- (10) 規則第40条の3の6の2各号に定める措置を講じた給油取扱所にあつては、緊急時の対応に関する表示その他給油の業務が行われていないときの保安のための措置に関する事項
- ア 緊急連絡先、事故時の具体的な措置、指示事項等の緊急時の対応に関する表示
- イ 規則第40条の3の6の2各号の具体的な措置のほか、次に掲げる事項
- (イ) 不必要な物件が放置されないようにするための管理の徹底
- (ロ) 裸火の使用の禁止（災害時等において、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所で発電機等を使用する場合を除く。）
- (ハ) 消火器等の消防用設備等の適切な設置
- (ニ) 不特定多数の者の利用に供する場合における利用者数の管理及び避難経路の確保
- (ホ) 給油取扱所関係者が不在となる場合における消火器等の追加設置、給油取扱所の事業者側における緊急時の対応に係る体制の確保、給油業務以外の利用者側における防火管理体制の確保、責任の所在の明確化等の火災予防上及び危険物の保安上の措置
- (11) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあつては、顧客に対する監視その他保安のための措置に関する事項
- ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下「危険物取扱者等」という。）の体制
- イ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練
- ウ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示
- エ 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限の設定
- オ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検
- (12) 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関する事項
- ア 火災、漏えい、地震等の緊急時における通報連絡体制及び手段

- イ 火災、漏えい、地震等の緊急時における避難
- ウ 火災、漏えい、地震等に対する応急措置方法（資機材を含む。）
- (13) 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する事項
 - ア 地震が発生した場合に、優先順位を考慮した施設及び設備に対する点検、運転停止等の措置
 - イ 異常発生危険性を想定した従業員の緊急参集、資機材等の調達その他の必要な事前措置
 - ウ 大阪府が作成する「大阪府津波浸水想定」において、津波による浸水が想定された地域に所在する製造所等及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域に所在する製造所等については、「危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定について」（平成24年8月21日付け消防危第197号）の第1（1を除く。）及び第2に規定する事項
- (14) 危険物の保安に関する記録に関する事項
 - ア 点検・検査の記録
 - イ 設備の故障、補修等に関する記録
 - ウ 作業手順の変更に伴う保安設備に関する変更の記録
 - エ 異常時の応急措置に関する記録
 - オ 事故に関する記録
 - カ 記録の保存方法
- (15) その他危険物の保安に関し必要な事項
 - ア 火災警報その他気象上の警報注意報等が発令された場合における火気使用の中止、危険場所への立入禁止等適切な措置
 - イ 給油取扱所については、次に掲げる事項
 - (ア) 給油又はこれに附随する注油、自動車の点検・整備若しくは洗車と関係のないものを対象とした業務の禁止
 - (イ) 給油業務を行っていないときの係員以外の者の出入禁止措置の実施
 - (ウ) 給油取扱所内にいる客等の状況に応じた十分な係員の配置及びこれによる整理、誘導の実施
 - (エ) その他給油取扱所において行う給油及び注油以外の業務の内容に応じ、必要な事項
 - (オ) 駐車について、給油のための一時的な停止を除き、あらかじめ明示された駐車禁止の場所以外の場所において行わせることについて
 - ウ その他必要と認める事項
- (16) 次の場合は、(1)から(13)に加え、次に掲げる事項
 - ア 単独荷卸しを行う場合
 - (ア) 危険物保安監督者及び従業員に対する教育

- (イ) 安全対策設備の維持管理
- (ウ) 単独荷卸しの実施
- (エ) 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応
- (オ) 単独荷卸しの仕組みについて、安全対策設備、単独荷卸しを実施する運送業者及び石油供給者が実施すべき事項
- (カ) 単独荷卸し時における製造所等の危険物保安監督者、従業員の体制
- イ 給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合
 - (ア) 携帯型電子機器への保護措置
 - (イ) 携帯型電子機器の用途、使用する場所及び管理体制
 - (ウ) 携帯型電子機器の使用中に火災などの災害が発生した場合に取るべき措置
- ウ 給油取扱所において屋外での物品の販売等の業務を行う場合

「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」（令和２年３月２７日付け消防危第８８号）１に関する事項
- エ ドライコンテナにおいて危険物を貯蔵する場合
 - (ア) ドライコンテナを倉庫等の用途に使用する目的外使用の禁止
 - (イ) 貯蔵中におけるドライコンテナの常時施錠
 - (ウ) ドライコンテナを積み上げて貯蔵する場合における収納された危険物が同類であること及びドライコンテナの頂部が６メートルを超えないことの制限
 - (エ) ドライコンテナ外部に行う品名、危険等級、化学名、数量及び危険物に応じた注意事項の表示
 - (オ) 点検等を行うためのドライコンテナ相互間の間隔
- オ 危険物（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物に限る。）を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所において、屋外に蓄電池設備を設け、その監視制御等を遠隔地で実施する場合
 - (ア) 蓄電池設備の監視、制御等を行う場所
 - (イ) 蓄電池設備の監視、制御等を行う体制
 - (ウ) 蓄電池設備における火災等の緊急時における連絡体制及び対応体制